

## 4 8つの重点施策

\*主な取組のみを抜粋

### 1 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備

○政府では、

関係府省庁間の施策の管理・調整等を行う体制を構築し、施策の実施状況を検証・評価・監視します。

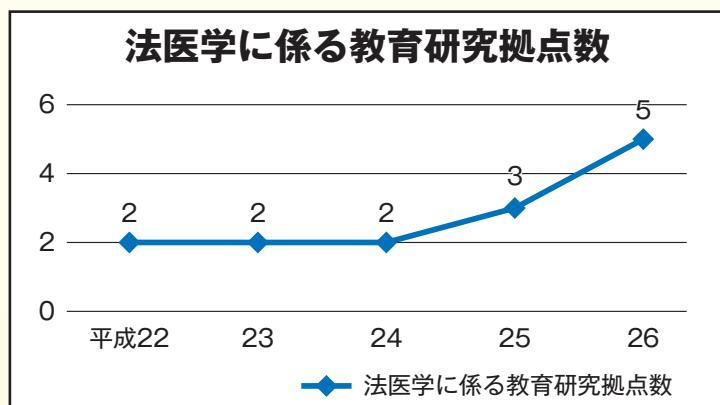
※関係府省庁…内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、海上保安庁など



○地方公共団体では

- (1) 「死因究明等推進協議会（仮称）」を設置して、知事部局、都道府県警察、都道府県医師会、都道府県歯科医師会、大学等が協議する場を設けること
  - (2) 死因究明等に係る専門的機能（薬毒物検査、死亡時画像診断その他の検査や解剖など）を有する体制の整備に努めること
- が期待されています。

### 2 法医学に係る教育研究の拠点の整備



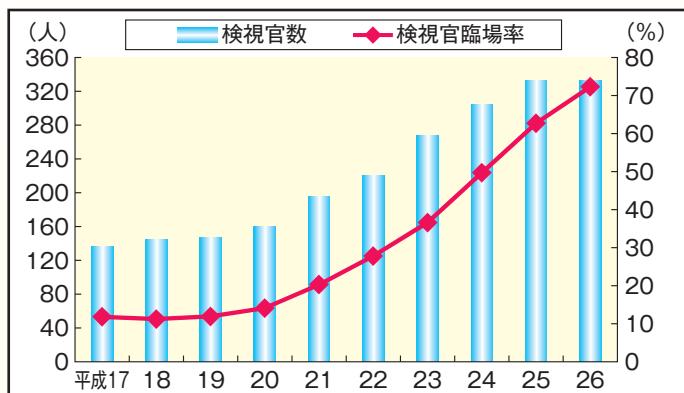
○大学における死因究明等に係る人材育成の促進を図り、教育及び研究の拠点整備のための取組を支援していきます。

### 3 死因究明等に係る警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成・資質の向上

- 警察官、海上保安官に対する研修等の充実を図っていきます。
- 医師を対象にした専門的な死体検案研修の充実を図り、研修を修了した医師が警察等の検視・調査への立会い・検案を実施できるように努めています



## 4 警察等における死因究明等の実施体制の充実



|        | 17   | 18   | 19   | 20   | 21   | 22   | 23   | 24   | 25   | 26   |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 検視官数   | 136  | 144  | 147  | 160  | 196  | 221  | 268  | 304  | 333  | 333  |
| 検視官臨場率 | 11.8 | 11.2 | 11.9 | 14.1 | 20.3 | 27.8 | 36.6 | 49.7 | 62.7 | 72.3 |

## 5 死体の検案・解剖の実施体制の充実

- 小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を、日本医師会に委託してモデル的に収集・分析します。
- 医師の行う死体検案に際して必要な検査・解剖を明らかにするための研究を推進し、異状死死因究明支援事業等を活用して、必要な費用を支援します。



## 6 薬物・毒物検査、死亡時画像診断等の死因究明のための科学的な調査の活用

- 薬毒物検査について、更なる充実を図ります。
- 死亡時画像診断に関する研修と活用について、更なる充実を図ります。



## 7 遺伝子構造検査、歯牙調査等の身元確認のための科学的調査の充実、データベースの整備

- 身元確認に資する歯科診療情報の標準化のための事業を実施していきます。
  - DNA型情報及び歯科所見情報の活用を図っていきます。

## 8 死因究明により得られた情報の活用、遺族等に対する説明の促進

- 明らかになった死因がその後同種の被害を発生させるおそれのあると判断されるものは、必要に応じ、他の関係行政機関に通報していきます。
  - 遺族等に対しては、第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、丁寧な説明に努め、死者についての情報を知りたいという遺族の気持ちにできるだけ応えられるよう努力していきます。

